

【原告第21準備書面の要旨】

（はじめに）・・・本準備書面の目的

本準備書面においては、被告らの未然防止上の義務違反に関する被告国第7準備書面以降の反論（以下「追加反論」という。）のうち、原告第11準備書面～原告第13準備書面（その2）に対する反論について、追加の主張を行う。

第1章 原告第12準備書面の「第1章 高度の注意義務」について

第1 被告らの従前の反論とこれに対する原告の主張の要点

（1）原告の予見義務に関する従前の主張の補充（その1）

被告らが規制に取り入れていた「津波評価技術」は「発生することを否定できない地震」を評価対象としていた。

（2）原告の予見義務に関する従前の主張の補充（その2）

国会事故調査報告書も「可能性が「否定されていない事象」への対応義務の存在を指摘している。

第2 被告国の従前の高度の注意義務に関する追加反論及び同反論が失当であることについて

（1）反論は、被告東電及び被告国に課されている注意義務が「高度の注意義務」であること自体に対する論及を回避している。このことは、反論し得ないためであり、事実上認めているものと解すべきである。

（2）追加反論は「長期評価」が「理学的に否定できない知見」であることを認めている。

（3）追加反論は、高度の注意義務に対置して、「確立した知見（既往の確実な知見）」を維持した上で、次のような新たな判断手法を用いている。しか

し、いずれも判断手法としては意味不明であり、「確立した知見（既往の確実な知見）」と同義と解する以外にない。

①決定論的安全評価と確率論的安全評価

②「審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠に裏付けられた知見」

第2章 原告第12準備書面の「第2章 被告国の主導的、積極的な役割と規制権限について」について

第1 被告国の従前の反論とこれに対する原告の主張の要点

(1) 原告の規制義務に関する従前の主張の補充（その1）

被告国が依拠する阿部清治博士意見書（丙ハ65）・・原発行政の要職を担った阿部氏が、被告国の「規制当局の責任は二次的、補完的」との反論を否定する旨の意見を述べている。

(2) 原告の規制義務に関する従前の主張の補充（その2）

国会事故調査報告書（甲イ1）・・規制当局が事業者の「虜」となって原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたことを指摘している。

第2 被告国の追加反論の概要及び同反論が失当であることについて

(1) 被告国は、追加反論において、原告主張の規制義務に関する次の本質的論点及び当該論点に関する地元自治体に対する説明状況について全く反論していない。これは、否定できないことによるものであり、事実上認めているものと解すべきである。

①原発事業者に課されている高度の注意義務に適合した安全基準あるいはその運用指針を定めるべきであること

②かつ、原発事業者にこれら安全基準等を確實に遵守させるために厳正に規制権限を行使すべきであること

(2) 事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていることの帰結としての二次的、補完的責任しか負わない旨の反論は規制当局としての役割の放棄であり失当であること。

①反論が論拠に挙げる最判は、いずれも誤用であって論拠にはならない。

②そもそも、原告の従前の主張のとおり、事業者の責任が一次的かつ最終的責任であることは、被告国責任が二次的、補完的責任であることを帰結するものではない。

③反論が論拠に挙げる炉規法等の規定は、いずれも原告主張に沿うものであって、反論の論拠にはなり得ない。

④反論が依拠する阿部清治博士意見書及び国会事故調査報告書も、既述のとおり被告国責任を強調するものであって、原告の主張に沿うものである。

⑤現に被告国は、「長期評価」を想定外とすることについて、主導的、積極的な役割を果たしている。

(3) 伊方原発訴訟最高裁判決における違法性判断の枠組みに基づいた反論が伊方最判の誤用であって失当であること。

①反論が引用する同最判の「二段階審査方式」・・伊方最判が「万が一にも」原子力災害を起こさないために規制が存在することを前提としている点を無視して引用

②反論が主張する「二段階審査方式」における「科学的、専門的裁量」・伊方最判は「裁量」を認めていない。

第3章 原告第11準備書面の「第2章 地震調査研究推進本部の「長期評価」」について

第1 被告らの従前の反論とこれに対する原告の主張の要点について

(略)

第2 原告の従前の主張に関する補充・・推進本部の役割と「長期評価」の科学的根拠に関する正しい理解について

(1) 「長期評価」の科学的根拠（その1）・・推進本部・地震調査委員会の役割と学会との対比及びその評価

①学会・・専門家が独自性を競う場
②推進本部・・阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を政府として一元的に推進するために第一線で活躍する専門家を構成員として設置された政府の特別の機関であり、各専門機関や専門家の有する先端的な知見を集約して、真の意味での「確立した知見」を形成する役割を担っていた。

(2) 「長期評価」の科学的根拠（その2）・・地震学における領域区分とその評価手法について

ア 次の2つの評価方法が、地震学において確立された評価方法である。
①断層別評価・・同じ場所で同じような地震が繰り返し起っている場合に用いる。
②地体構造区別評価・・同じ場所で同じような地震が繰り返し発生したことが知られていない場合に用いる。

イ 地体構造区別評価に用いる情報
次の3つの情報があるが、③はプレートテクトニクス論の登場による新しい知見であって、現在ではこれを前提に①、②も理解すべきこととなっている。

- ①地震活動
- ②地質構造
- ③プレートテクトニクスに基づくプレートの構造（プレート構造）

(3) 「長期評価」の科学的根拠（その3）・・「長期評価」の領域区分と評価手法について

「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」（本海溝寄り）の地体構造区別評価い

よる領域区分は、プレート構造に基づくものであて、海底下の地質構造に基づくものではない。

(4) 「長期評価」の科学的根拠（その4）・・「長期評価」の津波地震に基づく領域区分について

①津波地震・・津波地震の理論とその展開を踏まえた「長期評価」

②本海溝寄り領域のプレートの構造・・南北でほぼ同じ

(5) 「長期評価」の科学的根拠（その5）・・津波地震に関する堆積物関与説の誤りとニカラグア津波地震

1992年に発生したニカラグア津波地震は、堆積物が多く存在しておらず、付加体と呼べるほどのものがない場所で発生していることが判明している。したがって、被告国が「長期評価」を否定する根拠とした津波地震に関する堆積物関与説は、誤りであることが明らかになっているということである。

(6) 「長期評価」の科学的根拠（その6）・・「長期評価」が慎重審議を経て全委員賛同の上で策定された「確立した知見」であることについて

①開催状況・・海溝型分科会、津波評価部会、地震調査委員会

②審議状況・・既述の科学的根拠（2）～（5）について審議

③以上①～②のまとめ・・「長期評価」は「最大公約数的」に形成された「確立した知見」に該当

(7) 長期評価」の科学的根拠（その7）・・「長期評価」は一般防災を目的とし「津波評価技術」は原子力防災を目的としたものであること、及び一般防災と原子力防災の違いについて

①一般防災を目的とした「長期評価」と原子力防災を目的とした「津波評価技術」とは、既往ではないが「可能性のある地震」について、共通して防災対策の対象とすることを目的としているが、「長期評価」はその目的に沿った知見として策定されているが、「津波評価技術」は対応しなまま、暫定的に策定されていたに過ぎない。

②原子力防災においては、「長期評価」は高度の注意義務の観点から、その科学的根拠を評価すべきこととなる。

③一般防災における政治上、行政上の責任においては、人的・物的資源、財政力等への配慮はやむを得ない場合があるが、原子力防災における事業者、規制当局の責任は法的責任であって、同様の配慮は法的にあり得ない。

第3 追加反論及び同反論が失当であることについて（その1）

（1）反論の概要

「長期評価」と異なる次の地震地体構造論が存在していた旨の反論

①萩原尊禮編「日本列島の地震 地震工学と地震地体構造」における地震地体構造区分（1990（平成2）年）（萩原図。丙口第152号証190ページ）について

②垣見俊弘ほか「日本列島と周辺海域の地震地体構造区分」における地震地体構造区分（2003（平成15）年）（垣見図・丙口65）について

（2）失当・・自己矛盾の反論

①「長期評価」は、いずれの図も津波地震 자체を評価していない不十分なものであるため、採用していないが、被告国が具体的審査基準としている「津波評価技術」も、「長期評価」と同様である。

②要するに、自己矛盾の反論である

第4 追加反論及び同反論が失当であることについて（その2）

（1）反論の概要

「長期評価」の津波地震の領域区分について次のとおり、異なる知見が多数存在していた旨の反論

①谷岡勇市郎・佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年」（平成8年）（谷岡・佐竹論文。丙口第63号証）について

② J A M S T E Cによる構造探査の実施結果（三浦誠一ほか「日本海溝前弧域（宮城沖）における地震学的探査—KY9905航海—」（丙口第156号証）について

③鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：プレート間カップリングの意味」（平成14年）（鶴論文。丙口第64号証の1及び2）について

④松澤暢・内田直希「地域観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」（平成15年）（松澤・内田論文。丙口第16号証）について

⑤松澤暢「なぜ東北日本沈み込み帯でM9の地震が発生したのか？—われわれはどこで間違えたのか？」（平成23年11月）（丙口第37号証）について

(2) 失当・・異論とはいえない。

ア ①～④・・いずれも海底下の地質構造の相違に関するものであって、「長期評価」に基づく「プレートの構造」に関する異論ではない。

イ ⑤・・「長期評価」も同様の見解を取っていたのであって、「長期評価」に対する異論ではない。

第5 追加反論及び同反論が失当であることについて（その3）

(1) 追加反論の概要

「長期評価」が津波地震と評価した地震について、次のとおり、異なる見解が存在していた旨の反論

①1611年慶長三陸地震についての都司論文

②1677年延宝房総沖津波地震についての遲疑の文献

・石橋氏の論文

・推進本部「日本の地震活動」（第2版）

(2) 失当・・解消済みの異論又は異論とはいえない。

①上記都司論文・・異論ではあるが仮説にとどまる上に、「長期評価」策定時に委員であった都司氏自身が、審議でこの異論を主張せず、「長期評価」に賛同し、かつ、その科学的根拠を示している。

②上記石橋論文・・異論ではあるが、「長期評価」策定時に、津波地震の定義に従って十分審議の上、合理的に排斥されている。

③上記推進本部「日本の地震活動」（第2版）・・「長期評価」と矛盾するものではなく、被告国「確立した知見（既往の確実な知見）」の誤った観点からの評価に過ぎない。

第6 追加反論及び同反論が失当であることについて（その4）

(1) 反論の概要

「長期評価の見解」を公表した当時の推進本部調査委員会調査委員長を含め、地震学・津波学、津波工学の専門家らが一様に「長期評価の見解」が理学的根拠に乏しいものであった旨述べているとして、次の意見書等を挙げている。

- ①津村建四郎（意見書・丙口48）
- ②松澤暢（意見書・丙口49）
- ③今村文彦（意見書・丙口51）
- ④首藤伸夫（意見書・丙口57）
- ⑤谷岡勇市郎（意見書・丙口59）
- ⑥笠原稔（意見書・丙口60）
- ⑦佐竹健治（千葉地裁証人調書・甲口36の1～2）

(2) 失当（その1）：佐竹氏以外の専門家について

ア 「長期評価」の科学的根拠は揺るがないこと

- ①「長期評価」が「理学的に発生することが否定できない（発生する可能

性がある）」地震についての予測であること、及びこれを否定できるだけの科学的根拠もなかったことは、全員がこれを認める供述をしている。これは、「高度の注意義務」の観点からは、予見すべき予測ということである。

②被告らが審査基準として合理性があるとする「津波評価技術」も、同様に「プレート境界付近に将来発生することを否定できない地震に伴う津波を評価対象とする。」としている。したがって、被告がかかる意見を「長期評価」批判の根拠とすることは、「津波評価技術」批判と同義となるのであって、自己矛盾の反論ということになる。

③津波地震につき、「長期評価」はプレートテクトニクスに基づく「プレートの構造」を科学的根拠として領域区分をしているのに対し、各意見は、「地質構造」の観点から批判しており、誤りである。

④「長期評価」は、固有地震以外の「理学的に発生することが否定できない」地震の領域区分を、地震学の確立した知見である地体構造区別評価の手法を用いて、「プレートの構造」の同一性・近似性を根拠として行っているが、各意見は、このような「長期評価」の科学的根拠の存在を正しく理解しようとしておらず、誤りである。

⑤各意見は、松澤氏を除いて、「長期評価の見解」が、「発生する可能性がある津波地震」を適切に予測していたことが、本件事故によって実証されていることへの反省がない。

⑥各意見は、「長期評価」について、一般防災における政治上、行政上の責任と原子力防災における法律上の責務との違いを理解せず、一般防災における責任の観点から論じている。

⑦各意見は、不確実ではあっても科学的知見による合理的な推定をどこまで採用すべきか（予見義務）について、一般防災と高度の注意義務が課されている原子力防災との違いを理解しないまま、一般防災の観点から論じているに過ぎない。

⑧各意見は、一般防災においても、「既往の確実な知見」にだけ対応していたのでは極めて不十分であるという観点が、著しく欠如している。

イ 推進本部の役割の観点からは「長期評価」を肯定

各意見は、推進本部の役割としては、「長期評価」の策定、公表が当然のことであったことを、首藤氏以外は全て認めている。

(3) 失当（その2）：佐竹氏について・・誤用

反論は、佐竹氏の千葉地裁における証言を、我田引水的に誤用しているに過ぎない。

第7 追加反論及び同反論が失当であることについて（その5）

(1) 反論の概要

次の点を事例として、「客観的かつ合理的根拠を伴った地震地体構造の知見」を正しく整理・理解する必要がある」旨の反論

①津波地震については、深尾・神定論文のみでは評価できないから、「本海溝寄り領域」についての地震地体構造上の知見があるとはいえない。

②しかも、津論文は「長期評価」において参考文献として掲げられていない。

(2) 失当・・自己矛盾の反論等

①自己矛盾の反論・・被告国が合理性があるとする「津波評価技術」も、津波地震該当性の判断及び津波地震の発生領域についての地体構造区別評価についての考え方は「長期評価」と異ならないから、反論は、「津波評価技術」への反論ともなっている。

②「長期評価」は、同論文をも含む十分な科学的根拠に基づいて、津波地震該当性及び地震地体構造の同一性を判断している。

③反論は、被告らに課されている注意義務について、原告主張の「高度の注意義務」に対置して「確立した知見（既往の確実な知見）」を採用し、津波

地震該当性及び地震地体構造の同一、近似性の判断について、原告主張のプレートテクトニクスの基づく「プレートの構造」に対置して「地質構造」を採用しているところから、「長期評価」の科学的根拠を正しく理解する前提を欠いている。

第8 追加反論及び同反論が失当であることについて（その6）

（1）反論の概要

審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠によって裏付けられた知見とはいえないものであったことは、推進本部内における「長期評価の見解」の取りまとめに向けた審議の経過からも明らかであるとして、次の点を挙げている。

- ①審議過程における異論や問題点の指摘
- ②島崎氏の海溝型分科会及び長期評価部会における主査としての発言
- ③上記①及び②から、「長期評価」が、科学的な観点からではなく、「国民の防災意識の高揚」という目的を踏まえた「防災上の観点」からなされたことは明らかである。

（2）失当・・解消済みの問題点

審議過程における異論や問題点の指摘は、津波地震とその地体構造区分に関してであるが、これらについては、慎重、審議の結果、最終的には解消されて、全委員賛同に至っている。しかるに反論は、この点を無視するとともに、審議経過における異論や問題点の指摘を、審議経過の全体から切り離した上で、我田引水的に針小棒大に取り上げて、「科学的な観点からではなく、「国民の防災意識の高揚」という目的を踏まえた「防災上の観点」からなされたことは明らかである。」としているに過ぎない。

第9 追加反論及び同反論が失当であることについて（その7）

(1) 反論の概要

「長期評価の見解」が理学的根拠に乏しいものであったことは同知見公表後の事実経過が物語っているとして、次の点を挙げている。

①平成14年当時の地震学会会長兼地震予知連絡会会长であった大竹名誉教授が、地震本部に「長期評価の見解」は極めて不確実性が高いものである旨の意見書を送り、対応を求めた。

②過去の資料が少ない地震についてポアソン過程によって算定された地震発生確率である。

③「長期評価の見解」に信頼度が付された。

④推進本部自体が、「長期評価」を軽視していたことは、推進本部が平成17年3月に公表した「全国を概観した地震動予測地図」（丙口135、136の1ないし3）によっても明らかである。

(2) 失当・解消済み、理解不足、すり替え、誤用等の反論

ア 上記①の大竹名誉教授の意見

「長期評価」が依拠する科学的根拠については、大竹氏自身も推進本部の回答により納得していると解されるのであって、被告国の反論は、大竹氏が指摘した問題点が解消されずに存在していることを前提とするものであり反論である。

イ 上記②のポアソン過程

反論は、一般防災上も一般的に用いられているポアソン過程や「理学的に否定できない知見」の意義を正解しないものであり、いわんや高度の注意義務が課されている原子力防災においては、到底許容し得ない違法な反論である。

ウ 上記③の信頼度

「長期評価」に付された「信頼度」とは、「長期評価」が付した予測の確率の数値の「ばらつき」の度合いを示すものであって、当該予測自体の科学的根拠に関するものではない。然るに、反論は、この「長期評価」に付された「信

頼度」を「信頼性」にすり替えて、「長期評価」自体の信頼性が低いことの理由としている。

エ 上記④の「全国を概観した地震動予測地図」

推進本部が平成17年3月に公表した「全国を概観した地震動予測地図」（丙口135、136の1ないし3）は、「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」（別名「決定論的地震動予測地図」（丙口第79号証12ページ））の2種類の地図からなっているが、共に重要な地震予測であるとして、防災対策においてそれぞれの性質の違い応じた有効活用を求めているものである。然るに反論は、「長期評価」が後者の「決定論的地震動予測地図」には取り込まれなかつたとして、推進本部自身が「長期評価」の科学的根拠が乏しいことを認めていたとする。しかし、これは推進本部の用いる「決定論・確率論」の意義を、被告国が「確立した知見（既往の確実な知見）」の観点から原子力防災の対象にするか否かの判断基準として用いる「決定論・確率論」とをすり替えて論じていることによるものであつて、悪質な誤用である。

第10 追加反論及び同案論が失当であることについて（その8）

（1）反論の概要

「長期評価の見解」が公表された直後の平成14年8月に、「長期評価の見解」の科学的根拠について調査をしたところ、「長期評価の見解」が客観的かつ合理的根拠に裏付けられたものとは認められなかつた旨の反論

（2）反論が失当であることについて（その1）：反論全体について・・誤用の反論

被告国及び被告東電の「長期評価」への対応状況は次のとおりであつて、反論は、佐竹回答メールを解読した川原陳述書が、同メールを意図的に誤用した悪質なものであることを了知しながら、同陳述書を根拠にするものであつて、

失当である。

①保安院は、「長期評価」公表後同年8月5日までの間に、被告東電のヒアリングを行った（丙ハ80：川原陳述書）上、推進本部がどのような根拠に基づいて「長期評価の見解」を示したものであることを確認するよう指示した。

②被告東電は、同月7日、「津波評価技術」及び「長期評価の見解」の双方の策定に関与するとともに谷岡・佐竹論文の共著者の一人であり第一線の津波地震の研究者である佐竹教授にメールで問い合わせるなどし、同月22日には、「長期評価の見解」は、理学的に否定できない知見ではあるものの、客観的かつ合理的根拠が示されておらず、地震地体構造及び津波地震に関する新たな知見ではないという事実が確認されたとして、保安院に対して、被告東電としては、「長期評価の見解」を決定論的安全評価には取り入れず、確率論的安全評価の中で取り入れていく方針である旨報告し、保安院もこれを了解した。

③しかし、川原陳述書に添付されている佐竹氏と被告東電の担当者との間のメールからは、上記のような事実は確認されず、逆に佐竹氏が、谷岡・佐竹論文より「長期評価」の方が優れている旨回答していることが明らかである。

④以上のとおり、被告国は、被告東電からの、佐竹氏へのメールによる問い合わせ結果の報告のみに基づいて、しかも、それが佐竹氏の回答の誤用になることを承知の上で、調査義務を尽くしたとしているに過ぎない。また、これは、被告国が、「確立した知見（既往の確実な知見）」という違法な観点からの誤った評価をしていることを示している。

(3) 反論が失当であることについて（その2）：島崎氏による佐竹回答メールの解読・・「長期評価」の科学的根拠は揺るがないこと等

ア 島崎氏は、上記回答メールの谷岡・佐竹論文に関し、次のように述べている。

①この谷岡・佐竹論文は、明治三陸地震について論じたものであるが、佐

竹氏は、海溝型分科会において、この論文には一切言及していない。言及するまでもない論文と考えていたことによるはずで、「長期評価」の参考文献にも掲げられていないものに過ぎない。

②佐竹氏は、1611年慶長地震について、三陸沖ではなく南千島ではないかみていたが、その後、自説を撤回して三陸沖で発生したことを認め、津波地震の長期評価に対する疑問はなくなったはずである。

イ したがって、被告国が島崎氏に対ヒアリングを行っていれば、佐竹氏が海溝型分科会で、どのような反対意見を述べたのか、谷岡・佐竹論文に言及したのか、佐竹氏が「長期評価の見解」に最終的に賛同したのはなぜか等の事実関係が明確になったことは、上述の島崎氏の指摘によつても明らかである。被告国は、「長期評価の見解」を採用しない理屈を構築する上で都合の悪い島崎氏ら関係者へのヒアリングは一切回避して、都合の良い谷岡・佐竹論文の共著者である佐竹氏にヒアリングしただけの極めて不十分な調査で、かつ、その調査結果をも誤用する川原陳述書を根拠に、本訴訟における反論を正当化しようとするものであり、失当である。

第4章 原告第11準備書面の「第1章 土木学会の「津波評価技術」」、「第4章 「長期評価」に基づく被告東電の津波計算」及び「第3章 中央防災会議の「専門調査会報告」」について

第1 原告第11準備書面の「第1章 土木学会の「津波評価技術」」の従前の主張の補充

(1) 「津波評価技術（丙口8の1～3）」の実体（その1）

ア 結論

①「津波評価技術」は、「プレート境界付近に将来発生することを否定できない地震に伴う津波を評価対象とする。」とし、「波源設定のための領域区分は、地震地体構造の知見に基づくものとする。」として、将来発生が否定で

きない地震に伴う津波に関する領域区分の在り方についての「考え方」を記している。

②しかし、実際に策定された「津波評価技術」は、既往の地震、津波を基に、津波水位を計算する技術的手法（技法）を策定したものであって、既往の個々の地震について、「地体構造区別評価」という観点からの検討はしておらず、したがって、「津波評価技術」が示した上記「考え方」の観点からの評価や領域区分もしていない。

③したがって、かかる実体の「津波評価技術」を、福島第一原発を含めた原子力発電所において、「将来発生することを否定できない」として想定すべき地震、津波の対象範囲を判断するための基準として用いることは誤用であつて、到底許容され得ない。

イ 理由

①「津波評価技術」の記載内容自体から、上記結論は明らかである。
②「津波評価技術」策定時の津波評価部会の委員であった佐竹健治氏が、上記結論に沿う証言をしている。

③佐竹氏同様に委員であった今村文彦氏も、佐竹氏同様の証言をしている上に、その理由が、津波評価部会の第1期においては、津波の技術的なシミュレーションの方法をまずは確立することを目的とするにとどまり、既往の個々の地震について「地震地体構造の同一性」という観点からの評価や領域区分は、第2期以降において実施する予定であったことによる旨証言している。要するに「津波評価技術」は、第1期の検討を経たのみの暫定的なものであった。

④加えて、「津波評価技術」には、第2期以降における検討状況は全く反映されないまま、本件事故に至っている。

(2) 「津波評価技術」の実体（その2）

ア 「津波評価技術」と「長期評価」の津波地震及びその発生領域に関する

相違点と共通点は、次のとおりである。

「津波評価技術」は、「長期評価」と対比すると、次の2点以外は全く同様である。

① 1611年慶長三陸沖地震を、「津波評価技術」地震ではなく正断層地震としていること、

②津波地震の発生領域については、同じ考え方をしているが、実際には実施していない。

イ 相違点の評価

上記の相違点は、「津波評価技術」が、地震に関する独自の評価をしておらず、したがって領域区分についても、その「考え方」を示しただけで実際には実施していないことによる。したがって、その相違点は、「津波評価技術」が不適切、「長期評価」が適切に対応していたことによる。

第2 原告第11準備書面の「第1章 土木学会の「津波評価技術」」に対する追加反論について（その1）

(1) 原告第11準備書面第1章の「第4 「津波評価技術」と7省庁課題・「津波評価技術」の問題点（1）」に対する追加反論について

ア 反論の概要

「津波評価技術」は、7省庁課題に適切に対応していたものである。

イ 失当・・7省庁課題に全く対応していない。

(ア) 7省庁課題は、次の2点である。

①津波の選定について、既往最大津波とともに、地震地体構造論等の現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波をも取り上げる必要がある（課題①）。

②津波数値解析の不確定性という限界について考慮する必要がある（課題②）。

(イ) 課題①に対応していなかったことは、既述の「津波評価技術」の実体から明らかである。

(ウ) 課題②に対応していなかったことは、次のとおりである。

①パラメータスタディの手法によって、設計想定津波は平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっていることが確認されているとするが、これは、飽くまでも既往地震に基づく計算上の精度を高めるための手法にとどまる上に、見落としの可能性のある津波は全く考慮されておらず、それによって課題②の「津波数値解析の不確定性という限界」が解消されたわけではない。

②したがって、安全率（補正率）の手法によって課題②に適切に対応する必要があったが、「津波評価技術」においては、この安全率（補正率）についても、第1期における暫定的な数値として単に「1」としているだけであつて、全く対応していない。

(2) 原告第11準備書面第1章の「第6 「『津波評価技術』と確率論的津波水位評価・・『津波評価技術』の問題点（3）」に対する追加反論が失当であることについて・・実体は展望のない課題先送りの手法

「確率論的安全評価」の実体が展望のない課題先送りの手法に過ぎないことは、原告が従前の主張で詳述しているとおりである。そして、追加反論は、その中の「確率論的津波ハザード解析」としての「重み付けアンケート」調査についての反論であるが、次のとおり、一層これを裏付ける反論となっているに過ぎない。

①被告国第12準備書面の反論においては、確率論的ハザード解析は、「設計基準とすべき津波を見直すきっかけを与えるものであり、原告主張のような「あまり意味がないもの」ではない」としている。

②一方、被告国第21準備書面の反論においては、「重み付けアンケートの回答から「長期評価の見解」の決定論的取扱いの要否を判断するなどということはできない」、つまり、「意味がない」としている。

③以上のとおり、追加反論は、同じ「重み付けアンケート」調査という事柄について、当初は「意味がある」と言っていたが、現在では「意味がない」と言っているのである。これは、反論が論理矛盾に陥っていることを意味するのみならず、「確率論的津波水位評価」の検討なるものの実体が、所詮、展望のない「検討のための検討」、つまり、「先送り」を正当化するためのものに過ぎなかつたとする原告の主張を、自認しているに等しいということである。

(3) 原告第11準備書面第1章の「第7 『津波評価技術』と国際的評価・・『津波評価技術』の問題点(4)」に対する追加反論について

(ア) 反論の概要

IAEA事務局長報告書(甲口37~39)には、原告指摘のとおりの記載があるが、この記載は誤っているか、本件事故後に形成された知見にすぎないから、原告の主張を補強するものではない。

(イ) 失当・・日本国政府の公式見解に反する反論

被告国が同報告書の内容面の誤りを主張することはあり得ない主張であり暴論であることは、次のとおりである。

①我が国が、同報告書の作成過程に深く関与していた上で、その公表に異議を申し立てていないことが明らかである。

②更に、同報告の公表後も、日本国として、同報告書の内容に関し、何らかの異議を申し立てた事実も認められない。

(4) 反論がない事項及び反論がないことの評価

(ア) 反論がない事項

①原告第11準備書面第1章の「第5 「津波評価技術」と「絶対安全」・・『津波評価技術』の問題点(2)」

②原告第11準備書面第1章の「第8 土木学会津波評価部会の公平・公正・公開性・・『津波評価技術』の問題点(5)」

(イ) 反論がないことの評価

原告の主張への反論を回避しているということであり、事実上、これを認められたものと解される。

第3 原告第11準備書面の「第1章 土木学会の「津波評価技術」」に対する追加反論及び同反論が失当であることについて（その2）

（1）被告国第20準備書面の「第6 本件における規制権限の不行使の適否に関する司法審査の在り方」による追加反論が失当であることについて・・

「津波評価技術」の誤用

ア 「津波評価技術」を審査基準として用いることには合理性がないこと

反論は、「津波評価技術の考え方は、当時の最先端の津波評価技術解析手法であり、その合理性は明らかである。」と主張する。しかし、「津波評価技術」は、既述のとおり、原子力防災において想定すべき津波の水位を算定するための技術的手法を、既往の地震、津波に基づいて策定したものであって、想定すべき地震、津波の範囲を判定するための判断基準を策定したものではない。したがって、これを、原子力防災において想定すべき地震、津波の範囲を判断するための基準として用いることには、何ら合理性が認められないことは、自明のことである。

イ 津波地震の発生領域に関する「津波評価技術」の誤用

①「津波評価技術」は、既述のとおり、個々の地震、津波につき、その同一または近似した場所で起きるか否かの検討をしていないので、福島県沖の海溝寄りについても、将来も起きないとまではいっていない。これを、あたかもいっているように用いるのは、誤用である。

②また、「長期評価」は、プレートテクトニクスに基づくプレートの構造が南北でほぼ同じであるという合理的な科学的根拠に基づき「本海溝寄り領域」を設定したものであるが、保安院は、このプレートの構造とは関係のない海底下の地質構造の南北差を根拠に、しかも、それが単なる仮説である上に二カ

ラグア津波地震等の客観的事実によって否定されている堆積物関与説の知見に過ぎないのに、「地震地体構造の同一性」が認められない領域区分であるとして、原子力防災の対象とする必要がないとしたものであって、明らかに誤った判断である。

(2) 被告国第20準備書面の「第7 同種事案に関するこれまでの判決の評価・位置づけ」による追加反論について

ア 反論の概要

反論は、次の①、②及び③に掲げる各地裁判決について、実質的に被告国が主張する二段階審査の手法を踏まえた判断をしていると評価できるものは「長期評価の見解」に基づく原子力規制機関（又は事業者）の責任を否定しているのに対し、踏まえない判断（判断代替方式）をすれば原子力規制機関（又は事業者）の責任は肯定されることとなるとして、以下のとおり、各判決について述べている。

①国の責任を否定した地裁民事判決（①名古屋地裁判決、②千葉地方裁判所平成29年9月22日判決、③同裁判所平成31年3月14日判決（判例秘書登載・L07451185）、④山形地方裁判所令和元年12月17日判決（判例秘書登載・L07451518）及び⑤福島地方裁判所令和2年6月24日判決）

②被告東電の元役員を被告人とする刑事事件に係る一審無罪判決（東京地方裁判所令和元年9月19日判決）

③東京地方裁判所平成30年3月16日判決等の被告国の国家賠償責任を肯定した判決

イ 失当・・「二段階審査の手法」ではなく「高度の注意義務」

(ア) 全体

反論が指摘する各判決は、すべて、被告らの責任について、被告らに課されている注意義務が「高度の注意義務」であることを認めて「確立した知見（既

往の確実な知見)」に与しない場合には責任を肯定し、認めずに「確立した知見(既往の確実な知見)」に与する場合には責任を否定する判断をしているのであって、反論が主張するような「二段階審査の手法」すなわち「津波評価技術」による審査方式を取っているか否かとは直接の関係はない。

(イ) 被告国の責任を認めなかった名古屋地裁判決及び千葉地裁判決の問題点

①被告国の責任を認めなかった名古屋地裁判決及び千葉地裁判決は、「長期評価」について、専ら予見可能性の「有無」及び「程度」の観点から評価し、予見義務の観点からの評価はしていない。しかし、判示を見ると、「長期評価」について、予見可能性の「有無」の観点からは原告主張の「高度の予見義務」を認め、予見可能性の「程度」の観点からは原告主張の「高度の回避義務」を否定するという矛盾した判断をしていることが明らかである。

②これは、過失理論における予見可能性・予見義務、回避可能性・回避義務の基本構造のうちの予見義務を、専ら予見可能性の観点からのみ評価するという誤った評価方法をとることによるものであって、高度の注意義務が課されていることを否定することを企図する技法となっている。

③要するに、本判決は、原発業務に高度の注意義務が課されている趣旨、目的を全く没却する不当な判決と評価すべきである。

第4 原告第11準備書面の「第4章 「長期評価」に基づく被告東電の津波計算」に対する追加反論について

(1) 原告第11準備書面第4章の「第3 本津波計算結果と予見義務・・予見可能性の前提としての予見義務」及び「第4 被告東電及び被告国には『長期評価』公表時において本津波計算が必要かつ可能であった・・予見義務の発生時期」に対する追加反論について

ア 反論の概要

原告は「長期評価」公表時に津波計算を実施すべき義務が発生した旨主張す

るが、被告国第12準備書面第5（43～95頁）のとおり、被告国が、「長期評価」につき、従前の福島第一原子力発電所の津波の安全性に係る審査又は判断の基準の適合性を見直す必要が生じる科学的知見ではないと判断したことが当時の科学的知見の進展状況に照らして合理的であったのであるから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

イ 失当・・違法な「確立した知見（既往の確実な知見）」を前提とした反論

①「長期評価の見解」の科学的根拠をどう評価すべきかは、原発業務に課されている注意義務が高度の注意義務であるという本質的論点を踏まえる必要があるところ、被告国の反論は、既述のとおり、この本質的論点への反論を回避しつつ、独自の「確立した知見（既往の確実な知見）」という誤った観点から「長期評価の見解」の科学的根拠を評価して予見義務がないとするのである。したがって、反論は、その前提を欠き失当である

②「津波評価技術」の津波水位計算技法の「長期評価」への適用が可能であることは、証拠上明らかである。被告国が何ら反論していないのも、それ故であると解される。

(2) 原告第11準備書面第4章中の追加反論がない事項及びその評価について

ア 追加反論がない事項

被告国は、同第4章の「第5 被告東電が「長期評価」に基づく津波計算結果を不採用とした経緯及び真の理由」について、何ら反論をしていない。

イ 評価

反論がない「第5」は被告東電の内部の隠された実態に関する事柄であるが、かかる実態は、被告国の「確立した知見（既往の確実な知見）」等の誤った観点からの規制当局としての責務の放棄による監視、監督機能の崩壊がもたらしたものであり、被告国も、被告東電と同様の責任を負うべきであることは

当然である。

第5 原告第11準備書面の「第3章 中央防災会議の「専門調査会報告」」について

(1) 原告の従前の主張の補充・・首都直下地震の予測については、中央防災会議も「長期評価」と同様の地体構造区別評価の手法を用いて領域区分を行っていることについて

首都直下地震については、次のとおり、中央防災会議と推進本部が予測を行っているが、中央防災会議も、推進本部と同様に、非固有地震と判断した上で、「長期評価の見解」が採用している地体構造区別評価の手法を用いて領域区分を行っている。したがって、被告国が依拠する中央防災会議自身が、自らの首都直下地震への対応と矛盾する不合理な対応を「長期評価の見解」に対し行っていたということになるのであって、かかる矛盾した不合理な対応を根拠とする被告国の反論は失当ということになる。

①中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」の2004年11月17日「地震ワーキンググループ報告書」（甲口60）

②推進本部地震調査委員会「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価」（甲口61）

(2) 原告第11準備書面第3章の「第3 専門調査会における審議状況」に対する追加反論について

ア 反論の概要

(ア) 被告国第16準備書面による反論

被告国は、「長期評価の見解」が確立した知見ではないと主張する理由の一つとして、中央防災会議において、「長期評価の見解」が将来の地震の発生可能性が客観的かつ合理的根拠により裏付けられた見解ではないと判断された旨主張するところ、原告は、科学的観点よりも政治的、行政的な観点を過度に重

視していること、原子力防災とは無関係であること等を理由として、被告国の反論が失当である旨主張する。しかしながら、中央防災会議の「日本海溝・千島海溝報告書」は、原子力発電所も対象に含めた我が国の防災分野における地震・津波防災対策の検討として、「長期評価の見解」を含む科学的知見につき専門技術的判断を行った結果を示したものである。

(イ) 被告国第21準備書面による反論

中央防災会議（日本海溝・千島海溝調査会）は、北海道ワーキンググループにおける津波地震に関する知見の検討を経た上で、「長期評価の見解」を取り入れなかつたのであり、このことは、同見解が地震地体構造上の客観的かつ合理的根拠を伴わない知見であったことを示すものである。

イ 失当・・中央防災会議の重大な行政過誤を是認する反論

(ア) 上記反論(ア)について・・専門調査会の第2回会議における審議状況に反する反論

中央防災会議が、「長期評価」を一般防災の対象としなかつたのは、「専門技術的判断」ではなく、政治的、行政的判断によることは、次のとおり明らかである。

①中央防災会議は、同じ一般防災対策の対象でありながら、首都直下地震については、一般防災上も当然に取られている地体構造区別評価の手法に基づいて、固有地震に限らず対象とし、「長期評価」については固有地震に限定するというように、矛盾した対応をしている。これは、「長期評価」を特別扱いしたことであることであって、反論の「専門技術的判断」だけでは説明つかないこととなることは、明らかである。

②原告は、原告第11準備書面において、中央防災会議が科学的観点よりも政治的、行政的な観点を過度に重視したものであることを、専門調査会の第2回会議における客観的な審議状況を詳しく検証して明らかにしているが、被告国は、追加反論においても、この審議状況に関しては全く反論をしていな

い。客観的事実であるために反論できないことによるものと解すべきである。

(イ) 上記反論（イ）について・・北海道ワーキンググループも不当に非固有地震を排斥

反論（イ）は、反論（ア）が専門調査会自体における審議状況を挙げているのに対し、同調査会の下部組織である北海道ワーキンググループにおける審議状況を挙げているが、反論（ア）と同様であることは、次のとおりである。

①反論自体からも明らかなように、同ワーキンググループも、「繰り返しが確認されておらず」、すなわち固有地震に該当しないことを理由に、「長期評価」を「防災対策の対象から除外してよいと考える。」としている。

②しかし、繰り返しが明らかでない地震、つまり、固有地震であることが明らかではない地震は、一般防災対策上の対象としなくてもよいと言う同ワーキンググループの審議結果は、やはり「長期評価」を特別扱いしているということであって、結局は、上記反論アの専門調査会自体における審議結果と同じこととなる。

（ウ）中央防災会議の重大な行政過誤

中央防災会議が上記のような理由により「長期評価」を一般防災の対象から除外したことは、結局は、本件事故を未然防止できる機会を放棄して、本件福島第一原発事故をはじめとして甚大な影響を国民の生命、身体及び財産等にもたらす結果を招来することとなったのであって、行政過誤として行政上の責任を問われても仕方がないであろう。

（3）原告第11準備書面第3章の「第4 中央防災会議事務局の『長期評価』への不当な圧力」に対する追加反論について

ア 反論の概要

原告は、「長期評価」に付加された「なお書き」について、中央防災会議の事務を所管する内閣府の事務局からの不当な圧力を主張するが、当然の意見を述べたものであり、島崎氏の個人的な憶測にすぎないことは、信頼度をつける

こと自体は島崎氏も賛成であると述べている等から明らかである。

イ 失当・・「長期評価」に対する自己矛盾の不条理な「圧力」的対応

島崎氏の個人的な憶測にすぎない旨の反論が失当であることは、次のとおりである。

①中央防災会議は、既述のとおり、防災対策の対象とする地震・津波を「既往かつ繰り返し」（固有地震）で判断するとして「長期評価の見解」を排斥しているが、首都直下地震の予測については、「長期評価の見解」と同様に地体構造区別評価の手法を採用している。

②問題の本質は、内閣府事務局が「長期評価」を葬り去ろうとして、公表を控えるか「なお書き」を付加するよう要請し、かつ、その後の中央防災会議において、同事務局が、この「なお書き」を手がかりに、政治的、行政的な観点から、「長期評価の見解」を防災対策の対象外とする原案を作成し、その原案に沿って審議が行われたということである。

③内閣府事務局が「長期評価」を葬り去ろうとした背景要因として、福島第一原発等への影響を危惧したことであると解すると合理的説明がつくが、それ以外には合理的理由は見当たらない程、不条理な介入であった。

第5章 原告第12準備書面第3章及び第4章について

第1 原告第12準備書面の「第3章 「長期評価」とSBO対策について・・規制権限不行使の違法性（1）」に対する追加反論及び同反論が失当であることについて

（1）追加反論の概要

被告国において、「長期評価の見解」につき、従前の福島第一原発の津波の安全性に係る審査又は判断の基準の適合性を見直す必要が生じる科学的知見ではないと判断したことが当時の科学的知見の進展状況に照らして合理的であったものであるから、原告の上記主張は、その前提を欠くものであり、理由がな

い。

(2) 失当・・「高度の注意義務」に反する反論

①被告国は、原告主張の前提が誤りとするのみで、原告が第12準備書面第3章の「第3 審査指針のSBO及び地震・津波に関する内容と問題点」において詳述した各種審査指針のSBOについての定め及びその意義については、何ら反論をしていないが、これは、原告の主張が否定し難いことによるものと解すべきである。

②そして、被告国が定める上記の各種審査指針自体が、被告東電及び被告国に高度の注意義務が課されていることを当然の前提としていると解すべきであって、「長期評価の見解」が採用すべき予測であることは明らかである。

第2 原告第12準備書面の「第4章 被告国の溢水勉強会への対応について・・規制権限不行使の違法性(2)」に対する追加反論及び同反論が失当であることについて

(1) 反論の概要

①原告の主張は、「長期評価の見解」を採用すべきことを前提とするものであり、理由がない

②また、溢水勉強会の検討結果についていても、飽くまでも仮定された水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が長時間継続したと仮定した場合における原子力発電所施設への影響を検討したにすぎない等から、予見可能性や津波対策を導き出すための知見にもならないことは明らか。

(2) 失当・・「虚構の安全」に基づく違法な権限不行使

①被告国は、溢水勉強会において、「過去最大の津波はもとより発生の可能性が否定できないより大きな津波を想定」する義務が課されていたことを自認し、かつ、その義務を遵守しているとしていたこと、及びそれが「虚構の安全」であることを認識していたことは、関係証拠により明らかである。

②したがって、被告国及び被告東電は、高度の注意義務が課されていることを自認していたのであるから、当然にその観点から、「長期評価の見解」につき予見義務があることを認識し、対応すべきであったことは明らかである。

③また、被告国は、「発生の可能性が否定できない津波」を想定外としている「津波評価技術」を具体的な審査基準としていたのであるから、本来であれば被告等電に対し、「津波評価技術」の不備欠陥への適切な対応を直ちに実施するよう規制権限行使すべきであったが、「確立した知見（既往の確実な知見）」の観点から、「虚構の安全」を前提とした上で、「津波評価技術」の不備欠陥のみならず、溢水勉強会の調査結果をも放置することを容認していたのであって、その規制権限不行使の違法性は、明らかである。

第6章 原告第12準備書面第5章及び原告第13準備書面（その1）について

第1 原告第12準備書面の「第5章 被告国の耐震設計審査指針の改定とバックチェック）について・・規制権限不行使の違法性（3）」について

（1）反論がない事項及びその評価について

ア 反論がない事項

第5章中の次の第2～第4（指針改定関係）については、全く反論していない。

第2 指針改定の公開の場での審議に至る経緯

第3 耐震指針検討分科会における審議結果

第4 「活断層の評価期間」及び「震源を特定せずに策定する地震動」に関する審議状況について

イ 評価

反論していないので、事実上、自認しているものと解される。

（2）第12準備書面第5章の「第5 新指針の『バックチェック・バックフ

イット』について」に対する追加反論について

ア 反論の概要

耐震バックチェックは、改定指針を適用して評価することにより、既設の原子炉施設においても、原子炉施設の共用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないか、行政指導として、改めて検討することを求めるものであり、原告主張のような考え方、すなわち「新指針に適合しないために炉規法24条の許可条件を満たさないこととなつても、既になされている設置許可処分に何ら影響を及ぼさず維持されるという考え方」を採用しているものではない

イ 失当・・「虚構の安全」を前提としたバックチェックによる監視、監督機能の崩壊等

追加反論は、原告の従前の主張の次のような本質的な論点を回避した上で、原告の主張の結論のみを否定するもあって、失当である。

①耐震設計審査指針の新設計は、炉規法等関係法令や伊方最判等の判例上、既設炉に対しても当然に「適用（バックフィット）」とすべきであつて、既設炉に対しては「確認（バックチェック）」にとどめるなどということは、法的に許容され得ない考え方である。

②実際にも、このバックチェックは、新指針が既設炉に影響を及ぼさないようにするために、安全が確保されているという「虚構の安全」を前提とした「念のため」の単なる確認となるために、事業者の自主的な実施に委ねられることとなり、かつ、その確認作業も、基本的にはかかる前提を追認するためのものにとどまることは必定であった。

③要するに、被告国が誤った「バックチェック」の考え方は、安全委の規制機関としての役割の放棄、崩壊を意味するものであつて、法的に許容され得ないものであるということである。

第2 原告第13準備書面（その1）について

（1）原告第13準備書面（その1）の「第1章 本指針改訂後における安全確保関係法令の解釈適用について」について

原告の同第1章は、耐震設計審査指針の旧指針での検査のみによる検査制度の崩壊等を述べたものであるが、同章については追加反論がないので、原告の主張を事実上認めたものと解される。

（2）原告第13準備書面（その1）の「第2章 被告らのバックチェック実施状況の概要と問題点・・バックチェックの致命的な不備」について

ア 同第2章の「第1 保安院のバックチェックに関する指示の概要と問題点」について

（ア）追加反論の概要

「長期評価の見解」を採用すべきことを前提とする原告の上記主張には理由がない。

（イ）失当・・「高度の予見義務」を課す新指針に反する反論

被告国は追加反論は、新指針の「極めてまれではあるが発生する可能性があり」が「高度の予見義務」を意味すること及びその内容についての原告の主張に対し直接反論することを回避しつつ、「確立した知見（既往の確実な知見）」という独自かつ違法な安全評価手法に基づいて、「長期評価の見解」を不採用としたことを正当化しているものであって、明らかに失当である。

イ 同第2章の第2及び第3について

反論がない第2章の「第2 バックチェック指示に基づくバックチェック実施状況の概要」及び「第3 プルサーマル導入に伴う耐震安全性評価としての特別のバックチェック実施状況について」については、これを認めたものと解される。

ウ 第2章の「第4 小活・・バックチェック実施状況の問題点」及び「第

3章 耐震性についてのバックチェック実施の大幅な遅れと不十分性について」について

(ア) 反論の概要

①新潟中越沖地震の発生を受けて、できる限り速やかに観測地震動が設計時に想定した地震動を上回ったことの要因を分析し、主要な施設について（バックチェックによる）耐震安全性の評価を行うこととしたとの対応が不合理ではない

②津波に対する安全性評価を含めた耐震バックチェックについて、中間報告により速やかに新潟中越沖地震から得られた知見を耐震バックチェックに反映する方法を探らず、飽くまでも津波に対する安全性評価を含めた耐震安全性評価を行うことに固執していたとすれば、その結果として新潟中越沖地震から得られた新たな知見を早期に耐震バックチェックに反映させることができないこととなるが、かかる自体は既設原子力発電所の耐震安全性を確保するという観点からは明らかに適切ではない。

(イ) 失当・・違法な「優先性、切迫性」論に基づく反論

①反論は、「虚構の安全」に基づく不当なバックチェックを前提とするもの

②「長期評価の見解」について予見義務が認められる場合には、当然に対応する回避措置を講ずるべき義務が発生するのであって、津波対策よりも地震対策の方に優先性、切迫性があったなどという理由によって津波に対する回避義務が免責されるなどということは法的にあり得ない暴論となる。

(3) 原告第13準備書面（その1）の「第3章 耐震性についてのバックチェック実施の大幅な遅れと不十分性について」について

追加反論がないので、そこで原告主張中の少なくとも事実関係については、これを認めたものと解される。

(4) 原告第13準備書面（その1）の「第4章 津波についてのバックチ

ック実施の致命的な完全先送りについて」について

ア 同章中の第2～第5について

(ア) 「第2 被告らが「長期評価」の津波予測についてのバックチェックを完全先送りしていた経緯について」は、「長期評価」の津波予測についての被告らの対応状況の経緯を詳細に述べたものであるが、既述の中央防災会議と溢水勉強会以外については追加反論がないので、被告国は、少なくともかかる経緯自体は否定していないものと解される。

(イ) 「第3 被告らが貞觀津波の予測についてのバックチェックを完全先送りしていた経緯について」は、貞觀津波についての被告らの対応状況の経緯を詳細に述べたものであるが、特段の追加反論はしていないので、被告国は、少なくともかかる経緯自体は否定していないものと解される。

(ウ) 「第4 3月7日の打ち合わせ（ヒアリング）について」については、追加反論がないので、被告国はこれを否定していないものと解される。

イ 同章中の「第5 東北電力の女川原発に対するバックチェック実施状況との対比」について

(ア) 追加反論の概要

女川発電所の耐震バックチェックでも、次のとおり、貞觀津波の知見の成熟性を含めて検討することとされていたので、女川クロスチェック報告書の中で貞觀津波の波源モデルを用いた津波評価がされているからといって、被告国が平成22年当時、貞觀津波の波源モデルを決定論に取り込んで津波対策を求めていたとはいえない。

①保安院は、平成22年4月に、原子力安全基盤機構（JNES）に対して、耐震バックチェック最終報告の審議を迅速に行えるようにすべく、女川発電所の津波評価を対象とするクロスチェックを指示した。

②「審議を迅速に行えるようにすべく」の意味は、上記付記のとおり、その知見の習熟度を含めて審議することを予定しており、その審議の参考資料に

するためということである。

(イ) 失当・・同じバックチェックでありながら、女川原発では実施できていたのに福島第一原発では実施できずに先送りし続けていたという矛盾を合理的に説明できない反論

問題の本質は、被告らが、決定論に取り込めないほどに成熟度がないから津波計算等がやれないとされる「長期評価」に基づく明治三陸地震や貞觀津波につき、女川原発でやれたとなれば、福島第一原子力発電所でやれないという前提が崩れて失当となるということである。したがって、原告の従前の主張のとおり、女川原発と違って、福島第一原子力発電所では、施設に影響が及ぶ計算結果となるために、先送りせざるをえなかつたと解する以外にないということである。

第7章 原告第13準備書面（その2）の「第5章 地元自治体と「原発の安全」確保について」及び「第6章 総括・・「長期評価」予測の不採用の真の原因（組織的、根源的要因）」について

第1 原告の従前の主張の補充

(1) 補充の理由

被告国は追加反論は、原告が従前の主張で述べた被告国と地方自治体との「原発の安全」確保上の関係等の本質的事項への論及を回避しつつ、本件事故前における地元自治体に対する説明状況等と全く整合性のない背信的な反論となっている。そこで、次の本質的事項について、従前の主張を補充したものである。

(2) 補充事項は次のとおりである。

- ①国と地方自治体との基本的な関係を正しく理解することの必要性・・
「原発の安全」確保上の地元自治体の役割
- ②国と地方自治体との基本的な関係を定める憲法と地方自治法

③被告らの地元自治体に対する説明責任の根拠は次のとおりであり、原発の安全確保は、被告らの地元自治体等に対する説明責任の存在を大前提としたもの

- ・原子力基本法
- ・安全確保協定と被告国の安全保証状況
- ・関係法令の解釈上の根拠としての条理、常識等

第2 原告第13準備書面（その2）の5章の「第2 地元自治体における『原発との共生』関係について」に対する追加反論について

（1）反論の概要

原告の主張は被告国のバックチェックが「重大な違法」であることを前提とするものであるが、その前提が誤りである。

（2）失当・・本質的論点を回避した反論

この項での原告の主張は、基本法令等の基本的な考え方が「原発の安全」確保を最優先することを前提とした「原発との共生」であること等の本質的事項に基づいた主張であるが、追加反論は、この本質的事項を回避したものであつて、「前提」を取り違えた失当な反論である。

第3 原告第13準備書面（その2）の第5章の「第3 『原発の安全』の意味・・被告らの地元自治体への説明状況」に対する追加反論について

（1）反論の概要

原告の主張は、被告国に「地震・津波の予測は確立した知見に該当する必要がある」「被告国の責任は二次的、補完的」「津波の予測は地震の予測に比して切迫性、優先順位が劣後していた」等について「説明」義務が存在することを前提とするものと解されるが、当該義務について、いかなる根拠に基づいて、いかなる公務員が原告に対して職務上の法的義務を負っており、当該公務

員の義務違反により、原告のいかなる法律上の利益なし権利が侵害されたのかが不明確であり、理由がない。

(2) 失当・・本質的論点は本件事故前に被告らが地元自治体に対し行っていた説明状況と全く異なる反論をしていることの背信性、欺瞞性

原告が主張しているのは、被告国が、本訴訟において、「原発の安全」の意味につき、本件事故前に被告らが地元自治体に対し行っていた説明状況と全く異なる反論をしていることの背信性、欺瞞性であり、何故そのような背信的、欺瞞的な反論をしているのかについての説明責任の問題なのである。しかるに被告国は、地元自治体に対し行っていた説明状況については全く反論しない上に、追加反論のような反論を行っているのであって、原告の主張を誤読、曲解した反論であり、失当である。なお、被告国には、地元自治体に対する原発の「安全の確保」に関する説明責任が存在していたことは、本章第1の補充主張で詳述したとおりである。

第4 原告第13準備書面（その2）の第5章の「第4 地元自治体の『原発の安全』確保上の役割とその限界等」に対する反論について

(1) 反論の概要

原告は、炉規法等には明文の規定はないが、条理上、被告らには、地元自治体に対し、「原発の安全」に重大な影響を及ぼす「長期評価」の津波予測や貞観津波の予測に関する情報を、適宜、適切に伝達すべき義務があったと主張するが、当該義務には法令上の根拠がないことに加えて、如何なる公務員の義務違反により、原告のいかなる法律上の利益なし権利が侵害されたのかが不明確であり、理由がない。

(2) 失当・・本質的論点を回避し、かつ、自認事項に反する反論

原告は、被告らには、法令上の明文規定は存在しないが、原子力災害対策上の必要性等から、条理上、地元自治体に対し、重要情報を開示、伝達すべ義務

が課されていたこと、及び被告国も上記の説明責任があることを認めていることを被告国の文献に基づき主張しているが、追加反論は、これらの主張に対する反論は回避している。これは、合理的な反論ができないためであり、事実上認めているものと解すべきである。したがって、反論の「当該義務には法令上の根拠がない」旨の点は、自認事項に反する反論であって失当である。なお、被告国には、地元自治体に対する原発の「安全の確保」に関する説明責任が存在していたことは、本章第1の補充主張で詳述したとおりである。

（第5 原告第13準備書面（その2）の第5章の「第6 被告東電の自主点検作業記録に係る不正問題と被告らの地元自治体への説明状況」乃至「第10 被告らが地元自治体に秘匿したバックチェック実施上の問題点と地元自治体に及ぼした影響」に対する反論について

（1）反論の概要

①バックチェックの実施状況に問題がないことは従前の主張のとおりであるから、原告の主張は前提を欠く。

②加えて、原告の上記主張に係る説明についても、いかなる根拠に基づいて、いかなる公務員が原告に対して職務上の法的義務を負っており、当該公務員の義務違反により、原告のいかなる法律上の利益ないし権利が侵害されたのかが不明確で

（2）失当・本質的論点を回避した上での筋違いの反論

原告の従前の主張は、すべて、被告国の地元自治体に対する説明状況等に基づくものであるが、追加反論は、かかる説明状況に対する反論は一切回避している。これは、かかる説明状況が客観的な事実であるために否定できないことによるものと解される。したがって、筋違いの失当な反論であることは明らかである。

第6 追加反論がない項目及びその評価について

(1) 「第5 地元自治体が被告東電と締結していた安全確保協定について」に対し反論がないことの評価について

被告国は、上記項目につき、少なくとも事実関係は認めているものと解される。

(2) 「第11まとめ・地元自治体の観点からのバックチェック実施状況問題点」に対し反論がないことの評価について

原告は、上記「第11」中の「4 被告らは、地元自治体に対し、「長期評価」の津波予測を「想定外」としたことについて、条理及び社会通念に適った説明責任を果たすべきであることについて」において、被告らが説明責任を果たすべき主要な点を指摘しているが、被告国は、既述の東北電力の女川原発に対するバックチェック実施状況を除き、直接の反論を回避しており、問題である。

第7 原告第13準備書面（その2）の「第6章 総括・「長期評価」予測の不採用の真の原因（組織的、根源的要因）」に対し追加反論がないことについて

追加反論がないので、被告らに「長期評価」予測につき予見義務が認められる場合には、「長期評価」予測の不採用の真の原因（組織的、根源的要因）については、原告主張のとおり認定すべきであると解する。

以上